

福井県産業会館管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人福井県産業会館（以下「財団」という。）が行う福井県産業会館（以下「会館」という。）の管理および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、午後5時以后において、会館を利用するものがいないときにおける開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 財団理事長（以下「理事長」という。）は、会館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前2項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、または臨時に休館日を設けることができる。

(利用の申請、承認等)

第4条 会館（会議室または商談室のみの利用を除く。）の利用を希望するもの（以下「会館利用希望者」という。）は、希望する利用開始日（展示物の搬入等の準備日がある場合は当該日を含む。以下同じ。）の属する月の7か月前の1か月の間、会館利用希望書（様式第1号）の提出により、理事長に利用期間を申し込むことができる。この場合において、7か月前の当該1か月は、会館利用希望調査兼調整期間（以下「調査兼調整期間」という。）とする。

- 2 前項の調査兼調整期間に会館利用希望者が提出した会館利用希望書（様式第1号）において、利用期間が重複しないときは、理事長は、調査兼調整期間の末日（当該日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日。以下この条において同じ。）に、当該利用期間を申し込んだ会館利用希望者を会館利用承認予定者として決定し、会館利用承認予定者決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 第1項の調査兼調整期間に会館利用希望者が提出した会館利用希望書（様式第1号）において、利用期間が重複するときは、理事長は、調査兼調整期間の末日に、第1希望および第2希望の利用期間の中から、別表第1の優先順位基準表により、会館利用承認予定者を決定し、会館利用承認予定者決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、会館利用承認予定者として決定できなかった会館利用希望者（次項の会館利用希望抽選通知書（様式第3号）により通知する会館利用希望者を除く。）に対し、その旨を通知する。
- 4 前項に規定する場合において、優先順位が同一につき別表第1の優先順位基準表では、会館利用承認予定者を決定できなかったときは、理事長は、関係する会館利用希望者に対し、会館利用希望抽選通知書（様式第3号）により通知

する。この場合において、理事長は、希望する利用開始日の属する月の6か月前の月の20日までで理事長が指定する日において抽選（抽選の参加は、第1希望または第2希望のいずれかに限る。）により会館利用承認予定者を決定し、会館利用承認予定者決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、会館利用承認予定者として決定できなかった会館利用希望者に対し、その旨を通知する。

- 5 前3項の規定により決定した会館利用承認予定者は、会館利用承認予定者決定通知日（会館利用承認予定者決定通知書（様式第2号）に記載している通知期日をいう。）から2週間以内に、会館利用承認申請書（様式第4号）の提出により、理事長に利用を申請しなければならない。この期限までに申請がなかったときには、当該利用期間の会館利用承認予定者としての地位は、放棄したものとみなす。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めるとときは、この限りでない。
- 6 第3項および第4項の規定により会館利用承認予定者として決定できなかった会館利用希望者は、利用開始日の属する月の6か月前の月の21日から利用開始日の前日まで、利用が決定していない日について、会館利用承認申請書（様式第4号）の提出により、理事長に利用を申請することができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、全国規模の大会・コンベンション等の目的で利用する国もしくは地方公共団体（これらが構成員である実行委員会等の団体を含む。この項において同じ。）は利用開始日の属する月の2年前の月の初日から、または当該目的以外で利用する国、地方公共団体もしくは会館の全展示施設を利用しようとする会館利用希望者は利用開始日の属する月の1年前の月の初日から、それぞれ利用開始日の前日まで、会館利用承認申請書（様式第4号）の提出により、理事長に利用を申請することができる。
- 8 前3項の規定以外の会館利用希望者は、利用開始日の属する月の5か月前の月の初日から利用開始日の前日まで、利用が決定していない日について、会館利用承認申請書（様式第4号）の提出により、理事長に利用を申請することができる。
- 9 会議室または商談室のみの利用を希望するものは、利用開始日の属する月の4か月前の月の初日から利用開始日の前日まで、利用が決定していない日について、会館利用承認申請書（様式第4号）の提出により、理事長に利用を申請することができる。
- 10 理事長は、第5項から前項までの規定による申請に対し、速やかに申請内容を確認し、承認したときは、その受け付けた日から2週間以内に会館利用承認書（様式第5号）により申請者に通知する。

（利用承認の制限）

第5条 理事長は、会館の利用の目的または方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

- (1) 公益を害し、または公の秩序もしくは善良な風俗を害するおそれがあると認められるときその他住民の福祉を増進する観点から適当でないと認められるとき。
- (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- (3) 会館の施設または設備（以下「施設等」という。）を損傷し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 会館の管理または運営に支障があると認められるとき。
- (5) 会館の設置目的に反すると認められるとき。

（利用承認の取消、利用の中止等）

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）に対し、利用の承認を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは施設等を原状に回復することその他必要な措置を取ることを命じることができる。

- (1) 利用の承認に付した条件に違反しているとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 承認した利用の目的または方法と異なる目的または方法での利用が明らかになったとき。
- (4) 利用できる地位を第三者に譲渡し、または転貸したとき。
- (5) 消防署、保健所等関係機関または理事長の指示、命令等に従わないとき。
- (6) 災害発生時において福井県が施設を利用する必要が生じたとき、または新型インフルエンザ等対策により国または福井県が施設の利用中止もしくは催事の開催中止の勧告をしたとき。ただし、国または福井県による自粛要請等を受け、利用者が施設の利用中止または催事の開催中止をしたときは、利用者の判断による施設の利用の取消しまたは催事の取消しとみなす。
- (7) その他施設の管理運営上支障があるとき。

（利用料金の額、納入期限等）

第7条 利用料金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 利用者は、利用の承認を受けた日（会館利用承認書に記載している通知期日をいう。以下「利用承認日」という。）から利用開始日までの期間が1か月を超えるときは、利用承認日から1か月以内に基本料金（会館利用料金のうち施設の利用料金に係る部分（時間外を除く）をいう。以下同じ。）の全額を納入しなければならない。
- 3 利用者は、利用承認日から利用開始日までの期間が1か月以内のときは、利用承認日から2週間以内（ただし、当該納入期限が利用開始日以後となるときは、利用開始日の前日まで。）に基本料金の全額を納入しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、納入期限を変更することができる。
 - (1) 利用者において基本料金を前納できない相当の理由があると認められるとき。
 - (2) その他理事長がやむを得ない事由があると認められるとき。
- 5 前3項の場合において、基本料金を納入期限までに納入しなかった利用者は、納入すべき金額に、当該期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を理事長に支払わなければならない。この場合において、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、

または延滞金の額が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

- 6 基本料金の納入に関する振込手数料は、利用者の負担とする。

(追加費用の精算)

第 7 条の 2 利用者は、会館の利用終了後 2 週間以内に、利用期間中に利用した施設の時間外料金のほか、設備、冷暖房、電気および水道の利用状況に応じて積算して得られた追加費用について、精算しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、同項の追加費用を前条第 2 項または第 3 項に規定する納入期限までに、精算することができる。この場合において、第 4 条第 5 項から第 9 項までの規定による申請において、その旨を理事長に申し出なければならない。
- 3 前条第 5 項および第 6 項の規定は、前 2 項の規定による精算について準用する。

(利用料金の還付等)

第 8 条 納入された利用料金は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の申請により、当該各号に掲げる額の利用料金を還付することができる。ただし、利用料金の還付金に関する振込手数料は、利用者の負担とする。
- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰することができない理由により、会館の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 理事長が、第 6 条第 6 号本文の規定に該当し、会館の利用の承認を取り消し、または利用の中止を命じたことにより、前納した利用料金の額から利用した期間の利用料金の額を控除して得た額が過納額となるとき 当該過納額
- (3) 利用者が、第 9 条の 2 第 1 項の規定による申出により、前納した利用料金の額から取消料の額を控除して得た額が過納額となるとき 当該過納額
- 3 利用料金の還付を受けようとするときには、会館利用料金還付申請書（様式第 6 号）に利用料金を納入したことを明らかにする書類および第 4 条第 10 項の会館利用承認書（様式第 5 号）を添付し、理事長に申請しなければならない。

(利用料金の免除)

第 9 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部または一部を免除することができる。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により、避難所または物流拠点の場所として、国または地方公共団体が会館を利用するとき。
- (2) 理事長が、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 利用料金の免除を受けようとするものは、会館利用承認申請書（様式第 4 号）に会館利用料金免除申請書（様式第 7 号）を添付し、理事長に申請しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による申請に対し、利用料金の免除を承認したときには、会館利用料金免除承認書（様式第 8 号）により、申請者に通知する。

（利用の申込みの取消し、取消料の支払等）

第9条の2 利用者は、利用の申込みを取り消すときは、会館利用承認取消申出書（様式第9号）の提出により、理事長に直ちに申し出なければならない。

2 前項の場合において、利用者は、取消料として、当該利用に係る基本料金の額に次の各号に掲げる会館利用承認取消申出書（様式第9号）による申出を理事長が受け付けた日の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を理事長に支払わなければならない。

- (1) 利用開始日の属する月の7か月前の月の前日まで 5/100
- (2) 利用開始日の属する月の7か月前の月の初日から4か月前の月の前日まで 25/100
- (3) 利用開始日の属する月の4か月前の月の初日から2か月前の月の前日まで 50/100
- (4) 利用開始日の属する月の2か月前の月の初日から1か月前の月の前日まで 75/100
- (5) 利用開始日の属する月の1か月前の月の初日から利用開始日の日まで 100/100

3 理事長は、既に納入済みの利用料金がある場合は、取消料と相殺し、過不足が生じたときは、第1項の利用者に対し、利用料金の還付金の支払または取消料の請求を速やかに行わなければならない。ただし、利用料金の還付金または取消料に関する振込手数料は、利用者の負担とする。

4 第1項の規定による申出が福井県による新型インフルエンザ等対策のための緊急事態宣言の発出期間中に行われ、第6条第6号ただし書の規定に該当するものと理事長が認めるときは、利用者は、第1項の規定による申出を理事長が受け付けた日の属する月から5か月以内において、利用が決定していない日について、会館利用承認申請書（様式第4号）の提出により、理事長に利用を改めて申請することができる。

5 前項の場合において、第1項の規定による申出に伴う第2項の取消料の相当額は、改めて申請した利用に係る第7条第2項または第3項の基本料金に対し充当したものとみなす。ただし、前項の規定による申請に係る基本料金の額が、第2項の取消料の相当額を超えるときは、その不足額を理事長に支払わなければならない。

6 第7条第2項から第6項までの規定は、前項ただし書の規定による支払について準用する。

（申込み、申請等の行為の受付時間および期限の特例）

第9条の3 第4条または前4条の規定による理事長に対する申込み、申請または申出の行為の受付時間は、午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）とする。

2 前項の申込み、申請または申出の行為の期限で期間をもって定めるものが休館日に当たるときは、休館日の翌日をもってその期限とみなす。

3 第7条および第7条の2の納入期限が次に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

- (1) 休館日
- (2) 日曜日および土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (4) 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（利用後の届出）

第 10 条 利用者は、会館の利用を終了し、または利用を中止したときは、速やかに利用した施設等を原状に回復し、その旨を会館職員に届け出て、点検を受けなければならない。

（損害賠償の責任）

第 11 条 利用者は、利用の承認を受けた施設等を損傷し、または滅失したときは、何人の行為であるかどうかにかかわらず、会館職員に直ちに届け出るとともに、その指示により、原状に復し、またはこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用期間中における人身事故、展示物等の盗難、紛失または破損事故、火災その他施設上から予期しない被害について、財団は、その責任を負わない。
- 3 天災、火災、停電、事故の発生、施設等の工事遅延、設備の破損など不測の事態により、施設等の利用が不能になったときは、財団は、その責任を負わない。
- 4 第 6 条の規定により、利用の承認の取消し、その効力の停止その他必要な措置を取ることを命じたことにより、発生する利用者および関係者の損害については、財団は、その責任を負わない。

（その他）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 55 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正規程の第 4 条、第 7 条および第 9 条の 2 については、平成 21 年 11 月以降を使用開始日とする会館の使用に適用し、10 月以前の会館の使用は従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 1月 28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(冷暖房およびその他の利用料金に関する経過措置)

2 この規程による改正後の別表第2（会館利用料金のうち冷暖房およびその他の利用料金に係る部分に限る。）の規定は、令和3年11月1日以後の利用料金であって、令和3年9月1日以後に利用の承認の申請があったものについて適用し、同日前に利用の承認の申請があったものについては、なお従前の例による。

(施設の利用料金等に関する経過措置)

3 この規程による改正後の第4条、第7条、第9条の2および別表第2（会館利用料金のうち冷暖房およびその他の利用料金に係る部分を除く。）の規定は、令和4年4月1日以後を利用開始日とする会館の利用の承認を受けたものについて適用し、同日前を利用開始日とする会館の利用の承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(必要な措置の検討)

4 この規程の施行後5年後を目途として、この規程の改正後の規定の実施状況、物価変動等を勘案し、会館の利用に係る申込時期、利用料金の設定の在り方、利用料金の前納時期等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和 4年 1月 4日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 3月 23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第7条の2の規定は、この規程の施行の日以後に利用を申請するものから適用し、同日前に利用を申請するものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

利用希望日の優先順位は、次の順番による。

順番	利 用 内 容
1	1号館、2号館および屋外展示場、本館展示場または多目的ホール
2	1号館および2号館
3	1号館または2号館および屋外展示場、本館展示場または多目的ホール
4	1号館または2号館
5	本館展示場、屋外展示場または多目的ホール

※ 1～5で同順位のときは、利用期間の長いものを優先し、利用期間が同じときは、開催期間の長いものを優先する。

別表第2（第7条関係）

会館利用料

(単位：円)

名称	利用区分	全日 9時から17時まで	午前 9時から12時まで	午後 12時から17時まで	時間外 時間外1時間につき	
施設	本館展示場	展示会	105,000	39,000	66,000	
		大会・集会	52,500	21,000	31,500	
	多目的ホール	展示会	32,000	12,500	19,500	
		作品展示	16,000	—	2,500	
	1号館展示場	180,000	67,000	113,000	25,000	
	2号館展示場	190,000	71,000	119,000	27,000	
	1号館商談室	4,000	1,500	2,500	600	
	2号館商談室	4,000	1,500	2,500	600	
	第1会議室	4,000	1,500	2,500	600	
	第2会議室	4,000	1,500	2,500	600	
	第3会議室	5,000	2,000	3,000	700	
	屋外展示場	50,000	20,000	30,000	2,500	
設備	2号館東側駐車場	30,000	—	—	1,500	
	北側駐車場	5,000	—	—	250	
	机	100	1日1本につき			
	椅子	50	1日1脚につき			
	放送設備	7,000	1日につき			
	移動用ステージ	1,000	1日1台につき			
	広告塔	15,000	1利用期間あたり全面につき。掲示期間の延長利用料金の額は、3,000円／日			
	ストーブ	1,000	1日1台につき			
	サーチュレーター	800	1日1台につき			
冷暖房	プロジェクター	4,000	1日1台につき			
	無線LAN設備	10,000	1日につき			
	本館展示場	14,000	1日につき			
	多目的ホール	10,000	1日につき			
	1号館展示場	58,000	1日につき			
その他	2号館展示場	64,000	1日につき			
	商談室・会議室	1,000	1日各一部屋につき			
	電気料	40.0	1kwhにつき			
	水道料	2,200	1日1栓につき			

備考

- 利用時間が午前または午後の時間に満たない場合においても、当該午前または午後の利用料金とする。
- 時間外の利用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数時間を1時間に切り上げる。
- 展示場または多目的ホールを展示会区分で展示物の搬入・搬出等に利用する場合の料金（時間

外を除く。) は、半額とする。

- 4 本館展示場を大会・集会区分で利用する場合の搬入・搬出等に係る利用料金(時間外を除く。)は、無料とする。
- 5 多目的ホールを他施設と併用して利用する場合または作品展示区分で利用する場合の搬入・搬出等に係る利用料金は、全日(時間外を除く。)3,000円とする。
- 6 12月29日から翌年1月3日までの間の施設の利用料金の額は、この表に掲げる金額の3割5分増しとし、その利用料金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 7 備考6に規定する期間については、備考3、備考4および備考5を適用しないものとする。
- 8 2号館東側駐車場および北側駐車場の利用料金は、展示場として利用する場合とする。ただし、2号館東側駐車場の展示面積として利用できる面積は、同駐車場(6,000m²)の概ね半分とする。
- 9 広告塔の1利用期間あたりの掲示期間は、催事開催期間の初日の3日前から同期間の末日の翌日までとする。ただし、本文の掲示期間を延長して利用することができるものは、希望延長掲示日の1か月前までに、当該期日について掲示延長を希望する利用者の直前の利用者から広告塔の利用希望の申出がないときとする。この場合において、掲示延長を希望する利用者が複数いるときは、抽選により利用者を決定する。
- 10 広告塔利用の1利用期間あたりの全面の1/2規格または1/3規格の利用料金の額は、全面の利用料金の額のそれぞれ1/2、1/3とする。掲示期間を延長するときの利用料金の額についても、同様とする。
- 11 利用者が支払う利用料金は、上記利用料金に消費税および地方消費税に相当する額を加算する。

福井県産業会館利用希望書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名または法人その他
の団体にあっては名称
および代表者の氏名

印

担 当 者

(TEL)
(FAX)

利 用 目 的 (展示会等の名称)						
利 用 内 容 (詳 細)						
利 用 期 間	第 1 希 望		第 2 希 望			
	年 月 日	~	年 月 日	年 月 日	~	年 月 日
開 催 期 間	年 月 日	~	年 月 日	年 月 日	~	年 月 日
利 用 施 設 名	1号館展示場 屋外展示場 多目的ホール 第2会議室 1号館商談室	2号館展示場 本館展示場 第1会議室 第3会議室 2号館商談室	1号館展示場 屋外展示場 多目的ホール 第2会議室 1号館商談室	2号館展示場 本館展示場 第1会議室 第3会議室 2号館商談室		

注意事項

- 1 本書は、ご利用期間の調整のために提出していただくものであり、予約を申し込みするものではありません。
- 2 本書は、利用月の7か月前の1か月間で受け付けます。
- 3 希望する利用期間が特定している場合は、第1希望のみ記入してください。
- 4 希望する利用期間の7か月前の末日において、利用期間を決定いたします。
- 5 4で決定できなかったときは、抽選とします。なお、抽選日は、希望する利用開始日の属する月の6か月前の20日までで、理事長が指定する日となります。このため、詳細な日時は、後日連絡いたします。
- 6 押印は、省略できます。

福井県産業会館利用承認予定者決定通知書

福 産 第 号
年 月 日

様

一般財団法人福井県産業会館
理事長名

年 月 日付けで利用希望書を提出していただいた福井県産業会館の施設の利用について、下記のとおり利用承認予定者として決定しましたので通知します。

つきましては、この通知書に記載している通知期日から、2週間以内に福井県産業会館利用承認申請書を提出してください。

なお、ご提出がないときは、当該利用期間の利用承認予定者の地位を放棄したものとみなしますのでご注意ください。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
開 催 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設 名	1号館展示場 2号館展示場 屋外展示場 本館展示場 多目的ホール 第1会議室 第2会議室 第3会議室 1号館商談室 2号館商談室
備 考	

福井県産業会館利用希望抽選通知書

福 産 第 号
年 月 日

様

一般財団法人福井県産業会館
理事長名

年 月 日付けで利用希望書を提出していただいた福井県産業会館の施設の利用について、他の希望者と優先順位が同一につき、希望する利用期間を決定できなかつたため、下記のとおり第3者の立合いのもとで、抽選（第1希望または第2希望のいずれかに限ります。）を実施しますので通知します。

つきましては、抽選に参加することができますので、年 月 日までに出欠をお知らせください。ご都合がつかないときは、当館職員が代わって事務を行いますので、第1希望、第2希望のいずれに参加するのか、併せてご連絡ください。

記

抽 選 日 時	年 月 日 時から
抽 選 場 所	
備 考	

福井県産業会館利用承認申請書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名または法人その他
の団体にあっては名称
および代表者の氏名

印

電話番号

(当日の連絡責任者氏名)

福井県産業会館の施設(設備)利用の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)					
利 用 日 時	年 年	月 月	日 日	時 時	分 から 分 まで
利 用 施 設 名	1号館展示場 ・ 2号館展示場 ・ 屋外展示場 本館展示場 ・ 多目的ホール ・ 第1会議室 第2会議室 ・ 第3会議室 ・ 1号館商談室 2号館商談室				入場 予定 人員
附 屬 設 備 等 の 利 用 予 定	机	本	放送設備	日	
	椅 子	脚	冷・暖房	有 ・ 無	
	広 告 塔	面			
設 置 す る 造 作 物					
そ の 他	利用料金の一括払いを希望するときは、この欄にご記入ください。				

【注意事項】

理事長は、公益を害し、または秩序もしくは風俗を乱すおそれがあると認められるときその他住民の福祉を増進する観点から適当でないと認められるときなどは、利用を承認しません。

詳しくは、福井県産業会館管理運営規程第5条の規定をご参照ください。

※イベント情報について、当館の情報誌とホームページで紹介させていただくこともできます。

紹介の可否について○をつけてください。

イベント情報誌およびホームページによる紹介(可・否) ※会議室、商談室のみの利用を除く。

福井県産業会館利用承認書

福 産 第 号

年 月 日

様

一般財団法人福井県産業会館

理事長名

年 月 日付けで申請のありました福井県産業会館の施設（設備）の利用について、下記のとおり承認します。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)					
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から				利 用 料
	年 月 日 時 分 まで				
利 用 施 設 名					
附 属 設 備 等 の 利 用	机	本	ストーブ	台	利 用 料
	椅 子	脚	サーキュレーター	台	
	放送設備	日	プロジェクター	台	
	移動用ステージ	台	無線 LAN 設備	日	
	広告塔	面	冷・暖房	日	
承 認 の 条 件	1 会館では職員の指示に従うこと。 2 承認した利用の目的または方法と異なる利用をしないこと。 3 準備または撤去は、利用者の負担において速やかに行うこと。 4 会館の利用を終了、中止したときは、速やかに利用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。 5 利用承認を受けた施設等を損傷し、または滅失したときは、これによって生じた損害を賠償すること。				

【注意事項】

- この通知書に記載している通知期日から、1ヶ月以内（2週間以内。ただし納入期限が利用開始日以後となるときは、利用開始日の前日まで。）に基本料金（時間外を除く施設の利用料金をいう。）の全額を納入してください。また、会館利用承認申請書で一括払いを希望された申請者は、全額を納入してください。なお、納入期限までに納入されなかつたときは、納入すべき金額に当該期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が発生するので、ご注意ください。
- 利用終了後2週間以内に、施設の時間外料金のほか、設備、冷暖房、電気および水道の利用料金について、精算してください。
- 利用承認の取消、利用の中止を受けたときは、直ちにこれに従ってください。
- 利用の申込みを取り消すときは、直ちに福井県産業会館取消申出書をご提出ください。申出を受け付けた日の区分に応じて、取消料が発生します。
- 利用期間中における人身事故、展示物等の盗難、紛失または破損事故などに加え、天災、火災、停電の発生、設備の破損など不測の事態により、施設等の利用が不能になったときについても、当財団はその責任を負いません。
- 災害発生時において福井県が施設を利用する必要が生じたとき、または新型インフルエンザ等対策により国または福井県が施設の利用中止もしくは催事の開催中止の勧告をしたときなどは、利用承認を取り消すことがあります。

福井県産業会館利用料金還付申請書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名または法人その他
の団体にあっては名称
および代表者の氏名

印

電話番号

福井県産業会館の利用料金について、還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)					
利 用 日 時	年	月	日	時	分 から
	年	月	日	時	分 まで
利 用 施 設 名					
利用承認年月日	年	月	日	付 け	福 産 第 号
納入済利用料金	円				
還付を受けよう と す る 額	円				
還付申請の理由					

※この申請書を提出されるときは、利用料金を納入したことを明らかにする書類および福井県産業会館利用承認書を添付してください。

福井県産業会館利用料金免除申請書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名または法人その他
の団体にあっては名称
および代表者の氏名

印

電話番号

福井県産業会館の利用料金について、その全部または一部の免除を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)					
利 用 日 時	年	月	日	時	分 から
	年	月	日	時	分 まで
利 用 施 設 名					
免 除 を 受 け よ う と す る 額	円				
免 除 申 請 の 理 由					

※この申請書を提出されるときは、福井県産業会館利用承認申請書に添付してください。

福井県産業会館利用料金免除承認書

福 産 第
年 月 号
日

様

一般財団法人福井県産業会館
理事長名

年 月 日付けで申請のありました福井県産業会館の利用料金の免除について、
下記のとおり承認します。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)						
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から					
利 用 施 設 名						
免 除 の 額	円					

福井県産業会館利用承認取消申出書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名または法人その他の
団体にあっては名称
および代表者の氏名

印

電話番号

福井県産業会館の利用を取消したいので、下記のとおり申し出ます。

記

利 用 目 的 (展示会等の名称)						
利 用 日 時	年	月	日	時	分	から
	年	月	日	時	分	まで
利 用 施 設 名						
利用承認年月日	年	月	日	付け	福産第	号
納入済利用料金	円					

※ 既に納入済みの利用料金がある場合は、取消料と相殺させていただきます。還付金が生じるときは、福井県産業会館利用料金還付申請書をご提出ください。また、不足があるときは、不足分を請求させていただきます。ただし、利用料金の還付金または取消料の支払に関する振込手数料は、利用者様の負担となります。

還付 金が 生じた ときの 振込先	金融機関	銀行	支店					
	口座番号	普通・当座						
	フリガナ							
	口座名義							